

北栄町地球温暖化対策実行計画



平成21年8月

鳥取県北栄町

目 次

第1章 実行計画の基本的事項

- 1. 計画策定の背景 1
- 2. 計画策定の目的 1
- 3. 計画の期間 1
- 4. 計画の範囲 1

第2章 温室効果ガスの排出状況

- 1. 計画の対象となる温室効果ガス 2
- 2. 温室効果ガスの算定方法 2
- 3. 町有公共施設の温室効果ガス排出量 3
- 4. 町全体の温室効果ガス排出量 4
- 5. 町有公共施設が占める温室効果ガス排出割合 5

第3章 温室効果ガスの削減目標 5

第4章 温室効果ガスの排出抑制の取組

- 1. 取組の概要 6
- 2. 具体的な取組 6

第5章 実行計画の推進

- 1. 推進体制 9
- 2. 職員に対する研修等 9
- 3. 実施状況の点検及び公表 9

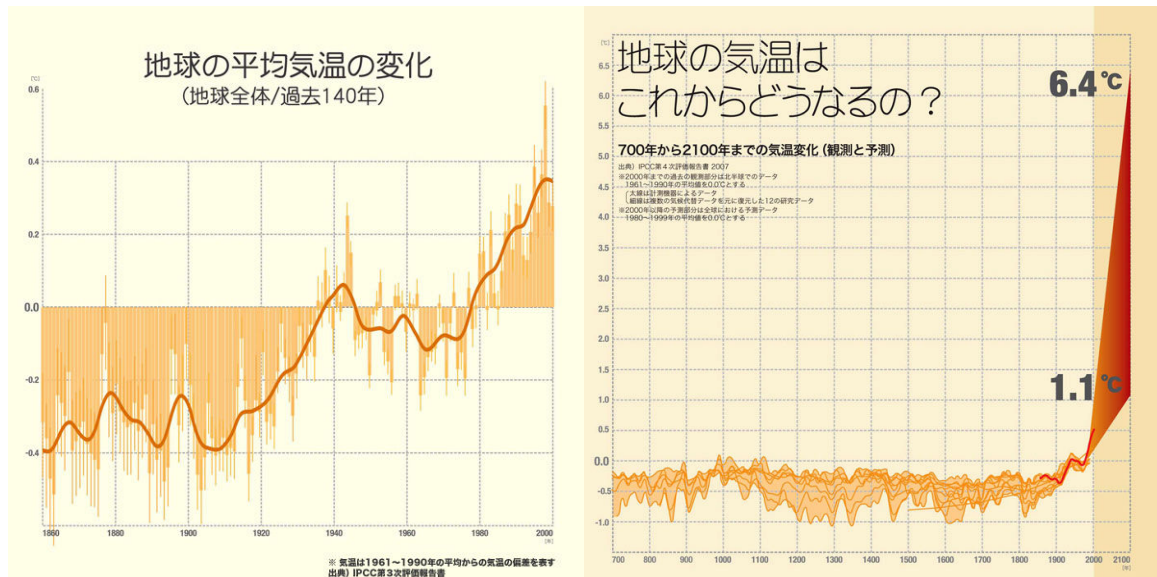
資料編 10

第1章 実行計画の基本的事項

1 計画策定の背景

私たちは、大量生産、大量消費、大量廃棄の社会経済構造の中で、大量の化石燃料を燃やし、動力源として活用してきたことにより、排出される二酸化炭素等によって「地球温暖化問題」を引き起こしてきました。このまま放っておくと、石油資源の枯渇によるエネルギー不足、温暖化に伴う海面上昇による陸地の水没、感染症の蔓延等様々な事態を引き起こす可能性があります。私たちの身近では、「10年前に比べて平均潮位が8cm上昇」、「集中豪雨、猛暑、降雪量の減少等の異常気象」、「桜の開花日が年々早まっている」、「冬の屋外で蚊を見た」、「南方系魚種の来遊」などの変化が報告されています。

未来の子どもたちに豊かな自然環境、社会環境を継承するためには、化石燃料を使用しない新エネルギーの導入、化石燃料の消費を減らす省エネルギーの推進など「私たちが出来ること」を考え、実行していく必要があります。



2 計画策定の目的

平成19年度に策定した新エネルギー・省エネルギービジョンでは、平成28年度のエネルギー消費量の24%を削減量することを目標に掲げています。

また、地球温暖化対策の推進に関する法律第4条及び第21条の規定により、町が自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の量の削減を行うことが求められています。

そのための措置に関する計画を策定し、環境に配慮した取り組みの推進を図ることを目的とします。

3 計画の期間

実行計画の期間は、平成17年10月から平成18年9月までの1年間を基準年とし平成21年10月から平成26年9月までの5年間とする。

目標年は、平成25年10月から平成26年9月の1年間とする。

4 計画の範囲

本計画の対象範囲は、北栄町が自ら実施する事務及び事業全般とする。ただし、外部

に委託等を行って実施した事務及び事業は対象外とする。

第2章 温室効果ガスの排出状況

1 計画の対象となる温室効果ガス

本計画の対象となる温室効果ガスは、二酸化炭素とする。

2 温室効果ガスの算定方法

(1) 排出量の算定方法

電気の使用

電気使用量×二酸化炭素排出係数

(例) $300 \text{ kWh} \times 0.555 = 166.5 \text{ kg-CO}_2/\text{kWh}$

燃料（灯油）の使用

(例) 燃料使用量×単位使用量あたりの発熱量×炭素排出係数×C→CO₂換算係数

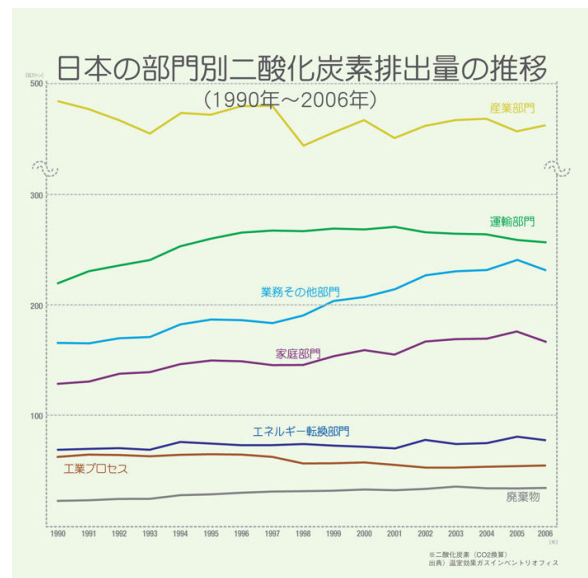
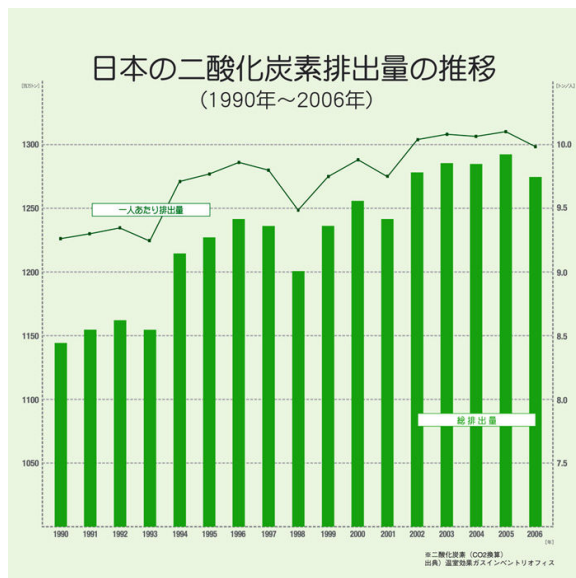
(例) $3000 \times 36.7 \text{ (MJ)} \times 0.0185 \text{ (kg-C/MJ)} \times 44/12$
 $= 746.845 \text{ kg-CO}_2/0$

(2) 算定に使用する係数一覧

区分	使用量単位	単位使用量あたりの発熱量	炭素排出係数	二酸化炭素排出係数
電気	kWh			0.555 kg-CO ₂ /kWh
水道	トン			0.36 kg-CO ₂ /m ³
ガソリン	リットル	34.6	0.0183	2.32 kg-CO ₂ /ℓ
灯油	リットル	36.7	0.0185	2.49 kg-CO ₂ /ℓ
軽油	リットル	38.2	0.0187	2.62 kg-CO ₂ /ℓ
A重油	リットル	39.1	0.0189	2.71 kg-CO ₂ /ℓ
LPG	キログラム	50.2	0.0163	3.00 kg-CO ₂ /kg
ごみ	キログラム		0.735	0.54 kg-CO ₂ /kg

※地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく実行計画策定マニュアル

※ごみは、20%がプラスチックごみとして換算する。



3 町有公共施設の温室効果ガス排出量

北栄町における事務及び事業による温室効果ガスの排出量は、平成17年10月から平成20年9月においては、以下のとおりです。

(1) エネルギー使用量

項目	単位	H17.10~H18.9	H18.10~H19.9	H19.10~H20.9
電気	MWh	2,005.9	1,971.2	2,028.9
水道	m ³	52,357	54,006	48,752
ガソリン	ℓ	24,636	26,374	25,530
灯油	ℓ	104,341	76,753	79,708
軽油	ℓ	13,926	14,359	9,967
A重油	ℓ	32,727	24,970	26,741
BDF	ℓ	0	2,602	8,840
LPG	kg	9,490	10,091	9,894
ごみ	t			
紙	千枚	2,426.5	3,263.5	3,900.0

※1 電気の使用量は、上下水道施設の使用量は、除く。

※2 ごみは、データの未提出が多くあるため集計出来ない。

※3 紙は、A4版換算で集計しています。

(2) 二酸化炭素排出量

項目	単位	H17.10~H18.9	H18.10~H19.9	H19.10~H20.9
電気	t-CO ₂	1,113.3	1,094.0	1,126.0
水道	t-CO ₂	18.8	19.4	17.6
ガソリン	t-CO ₂	57.2	61.2	59.2
灯油	t-CO ₂	259.8	191.1	198.5
軽油	t-CO ₂	36.5	37.6	26.1
A重油	t-CO ₂	88.7	67.7	72.5
BDF	t-CO ₂	0	0	0
LPG	t-CO ₂	28.5	30.3	29.7
ごみ	t-CO ₂			
合計		1,602.8	1,501.3	1,529.6
紙		0	0	0

4 町全体の温室効果ガス排出量

平成17年度における町全体の二酸化炭素排出量は、平成20年2月策定の新エネルギー・省エネルギービジョンから以下のとおりです。

表 5-10： 町内の二酸化炭素排出量 (単位： 10^3 t -CO₂)

区分	電力	ガス	石油関係	計
産業部門	11.5	2.56	33.8	47.9
民生家庭部門	19.7	4.75	7.93	32.3
民生業務部門	8.43	3.80	8.60	20.8
運輸部門	0	0	46.4	46.4
計	39.6	11.1	96.7	147.4

※ 合計の値は四捨五入しています。

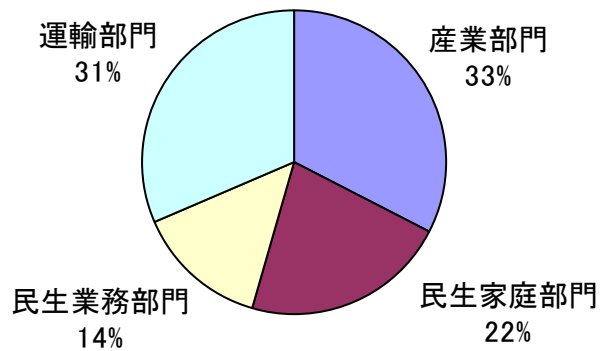


図 5-7： 部門別の二酸化炭素排出量の割合

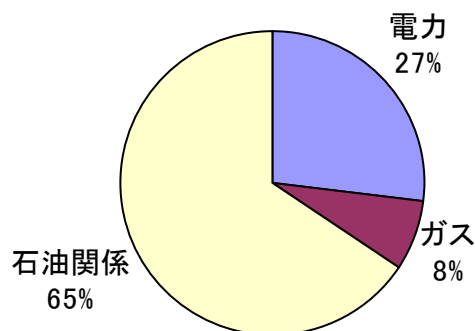


図 5-8： エネルギー源別の二酸化炭素排出量の割合

5 町有公共施設が占める二酸化炭素排出割合（平成18年度比較）

（単位：10³ t-CO₂）

区分	町全体	町有公共施設	割合
二酸化炭素排出	147.4	1.60	1.1%

第3章 温室効果ガスの削減目標

目標の設定は、平成19年度に策定した新エネルギー・省エネルギービジョンの達成目標を勘案しつつ、以下のとおりとする。

二酸化炭素 排出基準年（H17, 10～H18.9）	1,602.8 t-CO ₂
削減目標	1,453.9 t-CO ₂
削減率	9.3%

二酸化炭素排出の状況

項目	単位	使用量	排出係数	排出量 (t-CO ₂)	割合 (%)
電気	Mwh	2,005.9	0.555	1,113.3	69.5
水道	m ³	52,357	0.36	18.8	1.2
ガソリン	ℓ	24,636	2.32	57.2	3.6
灯油	ℓ	104,341	2.49	259.8	16.2
軽油	ℓ	13,926	2.62	36.5	2.2
A重油	ℓ	32,727	2.71	88.7	5.5
BDF	ℓ	0	0	0	—
LPG	Kg	9,490	3.00	28.5	1.8
ごみ	t	—	0.54	—	—
合計				1,602.8	100
紙	千枚	2,426.5		0	—

項目別削減目標

項目	基準年度の量 (t-CO ₂)	削減率	目標年度の量 (t-CO ₂)
電気	1,113.3	3%	1,079.9
水道	18.8	10%	16.9
ガソリン	57.2	3%	55.5
灯油	259.8	30%	181.9
軽油	36.5	30%	25.6
A重油	88.7	25%	66.5
BDF	0	—	0
LPG	28.5	3%	27.6
ごみ	—	—	—
合計	1,602.8		1,453.9
紙	2,426.5	△50%	3,640千枚

第4章 温室効果ガスの排出抑制の取組

1 取組の概要

削減目標を達成するために、温室効果ガスの排出に直接的若しくは間接的に携わる全職員が、それぞれの立場、役割、業務内容あるいは場面に応じて削減に向けた取組を実行することが求められます。

削減目標の達成に向けて、具体的な取組を示し、共通認識を持ち、チェックシート等を利用し、各行動を点検しながら自主的かつ積極的に取組を進めます。

2 具体的な取組

(1) 物品の購入に関する取組

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（以下「グリーン購入法」という。）第10条に基づき、物品や役務（以下「物品等」という。）を購入する際は、「北栄町グリーン購入調達方針」にそって、品質や価格だけでなく環境に配慮した物品等を優先的に調達する。

(2) 紙の使用量削減に関する取組

- ① 印刷、裏面印刷の徹底する
- ② コピー用紙の回収・再利用をする
- ③ 使用済み封筒の再利用をする
- ④ ペーパーレス化の推進をする
- ⑤ メモ用紙は、不用紙を使用する
- ⑥ 印刷物、会議用資料等は、枚数、部数削減をする
- ⑦ ファックスは、送信票を廃止し、本文余白を利用する

(3) 電気の使用量削減に関する取組

- ① 休憩時の消灯をする
- ② 廊下・階段等の共用部分の消灯をする
- ③ 会議室、更衣室、トイレや給湯室の消灯をする
- ④ 30分以上不使用機器の電源をOFFにする
- ⑤ 使用機器の省電力モードの活用をする
- ⑥ 夜間・休日のコンセント抜いて帰る
- ⑦ ノー残業デーの実施をする
- ⑧ 冷蔵庫は、12月から3月まで使用を禁止する
- ⑨ 冷房機の設定温度28度、暖房機の設定温度20度の設定をする
- ⑩ 電気製品等購入に際しては、省エネタイプの製品を選ぶ
- ⑪ プリンターの購入に際しては、両面印刷機能を有した機器とし、各課1台とする

(4) LPGの使用量削減に関する取組

- ① ガスコンロの沸かし過ぎ防止や炎の調節をする
- ② 瞬間湯沸器の使用は最小限にする

(5) 自動車の燃料使用量削減に関する取組

- ① アイドリングストップ等配慮運転をする
- ② 急発進・急加速を控え経済速度で運転する
- ③ 無駄なものは積まない
- ④ 公共交通機関の活用をする
- ⑤ エアコンの使用を控える
- ⑥ マイカー通勤の自粛をする
- ⑦ ノーマイカーデーの実施
- ⑧ 近距離の移動は、自転車を利用する
- ⑨ タイヤの空気圧等始動時点検を行う
- ⑩ 低燃費・低公害車の導入をする
- ⑪ BDF燃料車の利用を優先する

(6) 水道水の使用量削減に関する取組

- ① 洗面所を利用する時は、節水に努める
- ② 公用車の洗車や花壇への散水の使用量は最小限にする
- ③ 蛇口には節水パッキンを取り付ける
- ④ 漏水の点検を徹底する

(7) 灯油、重油の使用量削減に関する取組

- ① 冷房機の設定温度28度、暖房機の設定温度20度の設定をする
- ② 冷暖房機の排気口等をこまめに掃除する
- ③ クールビズ・ウォームビズを推進する
- ④ ストープが必要な時は、温度調節を適切に行い不必要な際にはこまめに消火する

(8) ごみの減量化に関する取組

- ① ミスコピー紙の裏面利用をする
- ② 使用済み用紙の回収・再利用をする
- ③ シュレッダーの使用は、機密文書や個人情報が入った文書に制限する
- ④ シュレッダーごみは、農業利用を進める
- ⑤ 再生資源の分別を徹底し、資源化をする
- ⑥ ファイルは再利用する
- ⑦ ボールペン、鉛筆等の事務用品は必要最小限の保有とする
- ⑧ 割り箸の使用をやめ、マイ箸を持参する

⑨ 個人用ごみ箱を撤去する

(9) その他の取組

- ① 公共施設での緑化の推進をする
- ② 公共施設での太陽光発電、ペレットストーブの導入をする
- ③ カラープリンターは、各施設1台に集約し、使用は必要最小限にする

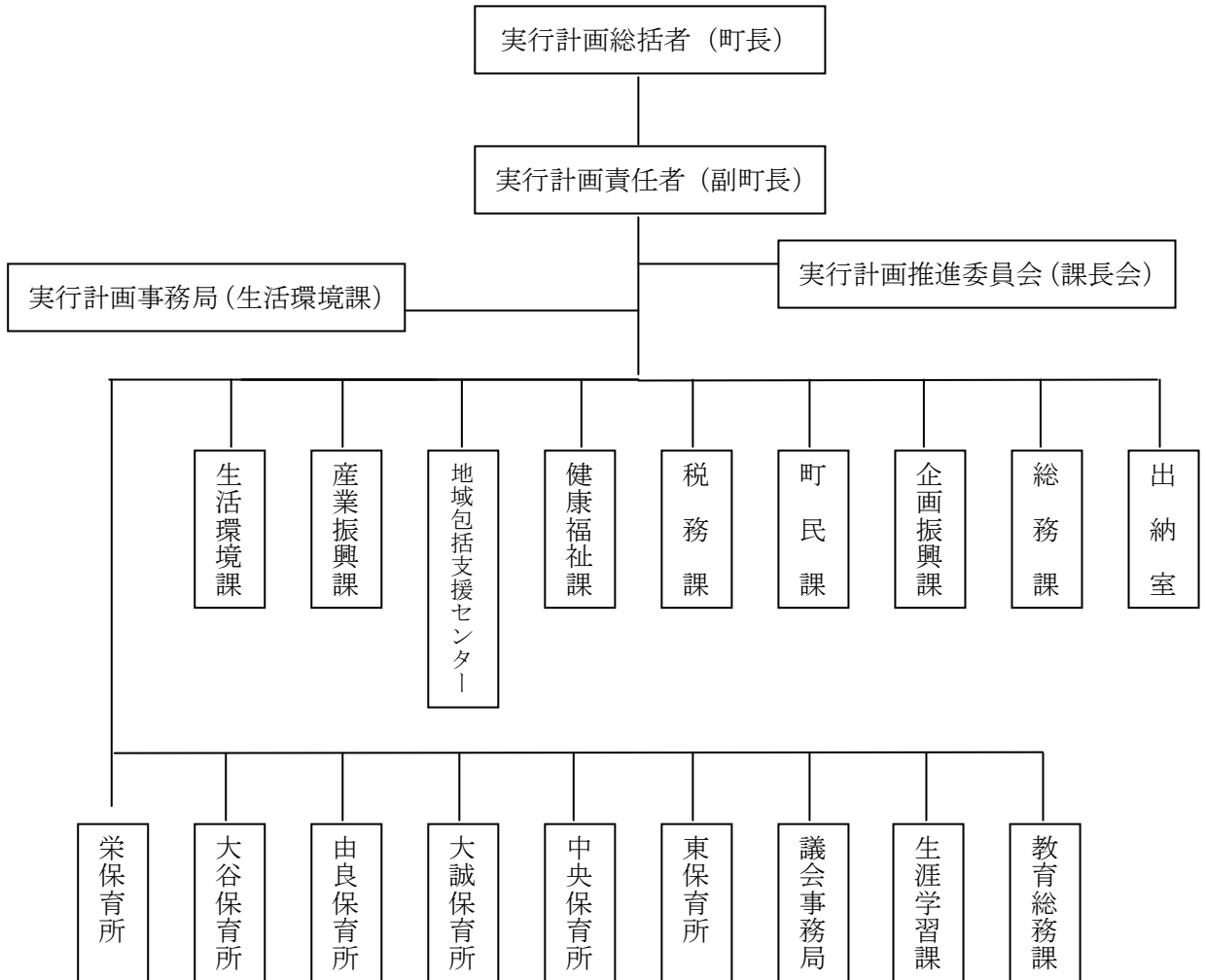


第5章 実行計画の推進

1 推進体制

計画に掲げた削減目標を達成するため、北栄町地球温暖化対策実行計画推進委員会を（以下「推進委員会」という。）を設置する。

この計画に関する事務は、生活環境課において関係機関の協力の下に行う
実行計画の実施運用のための体制を次のとおりとする。



2 職員に対する研修等

- (1) 職員研修等の機会を通じて、職員へ計画趣旨の徹底を図る。
- (2) 推進委員会（課長会）において、職員への環境意識向上を促す。

3 実施状況の点検と公表

- (1) 計画に沿った行動が継続的に行われているか、取組状況を毎月各課、室、局、所から報告を受ける。
- (2) 各課、室、局、所に配置した「地球温暖化監視員」により定期的な点検、検査を実施する。
- (3) 本計画の内容及び定期的な点検結果等について、環境報告書等により町民に公表する。

資料編

1 関係法令

1. 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年十月九日法律第百十七号）
2. エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年六月二十二日法律第四十九号）
3. 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律
（平成十二年五月三十一日法律第百号）
4. 循環型社会形成推進基本法（平成十二年六月二日法律第百十号）

2 新エネルギー・省エネルギービジョン

新エネルギー・省エネルギービジョン

新エネルギー・省エネルギーの導入・推進計画

本ビジョンでは、「未来の子ども達のためのまちづくり」を進めるため、新エネルギー導入、省エネルギー推進における達成目標の目標年を 2016 年として、段階的に実施する導入計画を策定します。これらの計画は、後述する「環境まもり隊」が中心となって推進していきます。

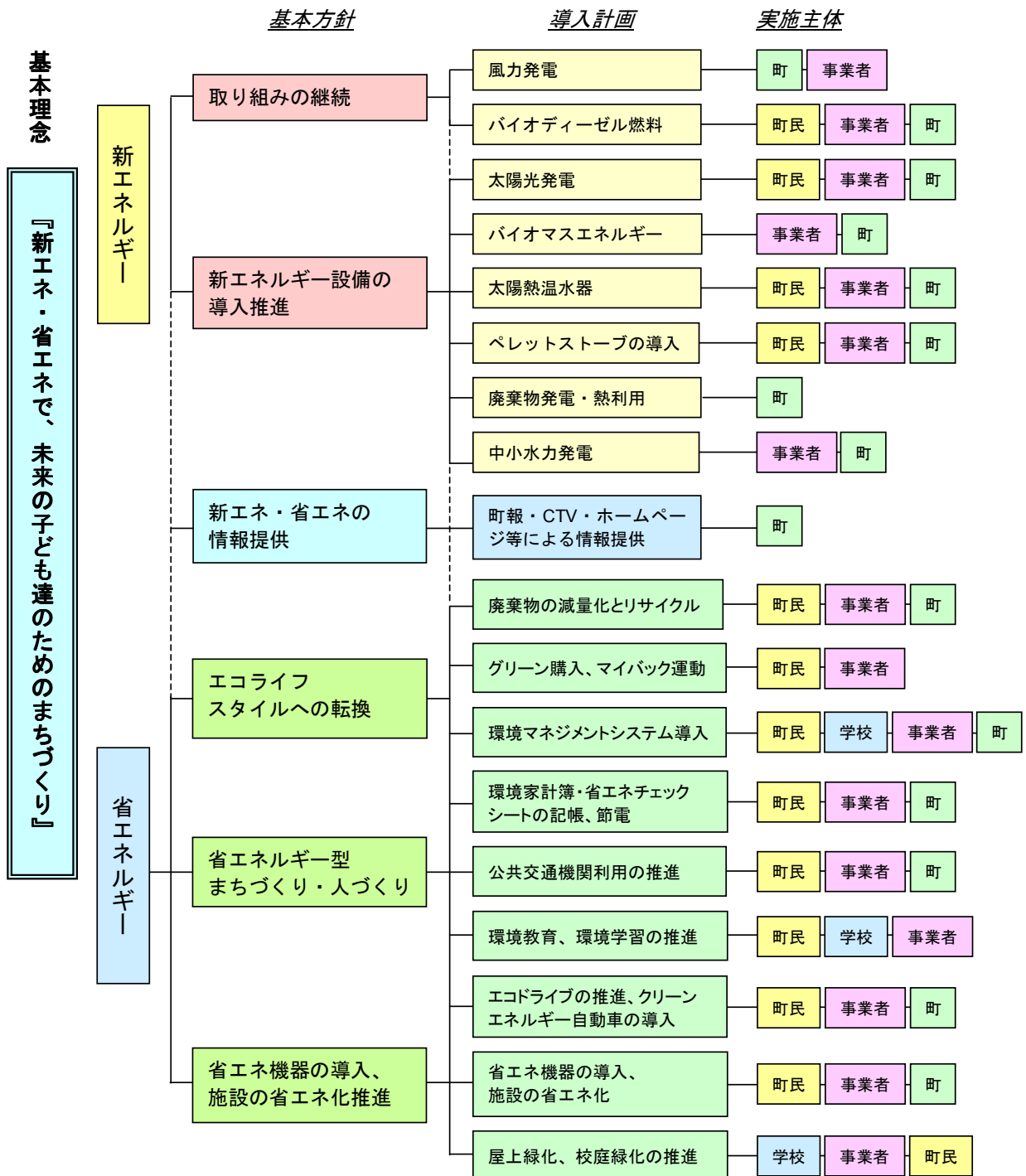


図 9-7： 導入・推進計画の位置付け

新エネ・省エネに関する年度毎導入推進目標

		2008 年度	2009 年度～2010 年度	2011 年度以降
新エネルギー	ハード事業	○太陽光発電設備の導入 ○風力発電（継続） ○バイオディーゼル燃料（継続）	○ペレットストーブの導入 ○バイオマスイエネ利用	○太陽熱温水器の導入 ○廃棄物発電・熱利用 ○中小水力発電設備の導入
	ソフト事業	○公報・ケーブルテレビ・ホームページ等による情報提供		
省エネルギー	ハード事業	○省エネ機器の導入、施設の省エネ化推進	○クリーンエネルギー自動車の導入 ○屋上緑化、校庭緑化の推進 ○省エネ機器の導入、施設の省エネ化推進	
	ソフト事業	○公報・ケーブルテレビ・ホームページ等による情報提供 ○環境マネジメントシステム導入の推進 ○廃棄物の減量化とリサイクルの推進 ○環境家計簿・省エネチェックシートの記帳、節電の推進 ○環境教育、環境学習の推進 ○公共交通機関利用の推進 ○グリーン購入、マイバッグ運動の推進 ○エコドライブの推進		

2016 年までの部門別省エネ（新エネ）達成目標

部門	2008 年度から 2016 年度までの省エネ達成目標 (エネルギー消費量に対する比率)
家庭における省エネ（新エネ含む）	4%
事業所・公共施設の省エネ（新エネ含む）	2%
運輸部門における省エネ	2%
事業者による新エネルギー事業	7%
合計	15%

※ 新エネ・省エネによる消費エネルギー削減量は、一次エネルギー換算によって求めます。
 （事業者の新エネ発電等によって置き換わったエネルギーについても、エネルギー削減効果として含め、一次エネルギー換算によって削減量を求めます。）